

62 森林総合利用推進事業

【29（45）百万円】

対策のポイント

里山林の再生に向けて、地域住民の活動に関する里山林再生地域指針を実証・確立するとともに、これを実践するマニュアルの作成等を支援することにより、全国規模での取組の拡大につなげます。

< 背景 / 課題 >

- ・かつて薪炭材や農業肥料の供給の場となっていた里山林は、近年、利用されず放置されるケースが顕著となり、タケやササの侵入、ゴミの不法投棄、獣害の増加等が問題となっています。
- ・食と農林漁業の再生推進本部で決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」において、山村に豊富に存在する森林資源の有効活用等を促進することとされたところです。
- ・近年、利用されずに放置されている里山林の再生を図るためには、里山林に賦存する森林資源の新たな利用価値を見い出すことで、地域の里山林再生への取組意欲の向上を図ることが重要です。

政策目標

平成22年度の里山林の資源を活用した持続可能な活動に取り組む団体数（466）を平成26年度までに20%増加（560）

< 主な内容 >

1. 地域の特性に応じた持続可能な里山林再生地域指針の構築

里山林をフィールドとして、NPO法人等と地域住民の協働により、里山林再生方策を検討し、実際に里山林で実践することにより、持続可能な里山林再生地域指針を確立します。

2. 人材育成・マニュアル作成

1. の里山林再生地域指針を活用して、全国での取組を拡大するため、里山林再生のためのマニュアルを作成するとともに、現場での指導能力だけでなく、企画能力や安全管理能力等の高度な能力を持った人材を育成します。

3. 森林総合利用情報の集積、共有化

里山林の再生に取り組むNPO法人等のネットワーク化を図るとともに、本事業で作成した里山林再生のためのマニュアルをはじめ、森林の多様な利用に係る全国の様々な情報を集積し、情報提供を図ります。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体）

[お問い合わせ先：林野庁計画課（03 - 3502 - 0048（直））]